

令和7年4月

学校コンプライアンス遵守のために

～本校職員としての使命を自覚し、信頼される教職員となるために～

石岡市立柿岡小学校長

「コンプライアンス」とは、「法令遵守」と訳されますが、「学校コンプライアンス」は、法令だけでなく社会の規範やルール・マナーを守ることも含まれます。

そこで、全教職員が共通の認識をもち、子供たちが安心して学べる環境づくりに取り組み、児童生徒、保護者、地域社会から信頼される学校となるために、本校では下表のように年間を通して研修を行っています。

<下表>

令和7年度 服務研修年間計画

柿岡小学校コンプライアンス委員会

回	月日(曜)	研 修 内 容
1	4.1(火)	教職員の服務と心得について
2	4.19(土)	年間研修計画の確認
3	6.23(月)	法令規則・教職員倫理・著作権
4	7.7(月)	盗撮等の根絶・個人情報の遵守
5	8.25(月)	飲酒運転の根絶
6	9.22(水)	金銭の取り扱い
7	10.22(水)	接遇(電話・メール・接客対応・言動等)
8	11.17(月)	交通事故・違反防止
9	12.15(月)	メンタルヘルス
10	1.26(月)	セクハラ・わいせつ行為の防止
11	2.16(月)	ハラスメント
12	3.9(月)	体罰・暴言及び不適切な指導の防止

※新聞記事、通知等による情報共有を通して服務規律の意識の高揚を図る。

※本校では、不審物等の発見や不審者侵入防止なども含め、学校の施設・設備等に起因する事故を防ぎ、子供たちの安全を確保するために、定期的に全教職員による校舎内外の安全点検を実施しています。